

年	月	日	事	項	序	名	法	務	省
昭和四八年	三	二四	法務教育官（法務総合研究所教官）に併任する						
昭和四九年	四	一七	法務省刑事局参事官に充てることを解く						
昭和四九年	一	一八	大蔵事務官（国税庁調査検察部）の併任を解除する				国	税	庁
昭和四九年	二	一九	法制審議会幹事の併任を解除する				法	務	省
昭和四九年	三	二四	マレイシア、インドネシア、オーストラリア、ニュージーランド、フィリピン及びシンガポールの各國へ出張を命ずる						
昭和四九年	四	一九	スイスへ出張を命ずる						
昭和五〇年	八	一五	出張期間は昭和五〇年八月三〇日から同年九月一四日までとする						

派遣の期間は昭和四六年三月二二五日までとする
検事二級（東京地方検察庁検事）に配置換する

職務に復帰した

法務省刑事局参事官に充てる

法制審議会幹事に併任する

大蔵事務官（国税庁調査検察部）に併任する

法務教育官（法務総合研究所教官）に併任する

法務省刑事局参事官に充てることを解く

大蔵事務官（国税庁調査検察部）の併任を解除する

法制審議会幹事の併任を解除する

マレイシア、インドネシア、オーストラリア、ニュージーランド、フィリピン及びシンガポールの各國へ出張を命ずる

年	月	日	事	項	外務省	最高裁判所	法務省	法	履歴書用紙
昭和五四	五	一二	アメリカ合衆国へ出張を命ずる						
			出張期間は昭和五四年五月一九日から同年六月三日までとする						
			東京高等検察庁検事に配置換する						
			法務総合研究所教官・法務総合研究所国際連合研修協力部長に充てる						
			アジア極東犯罪防止研修所長を命ずる						
			タイ、イラク、イタリア及びアメリカ合衆国の各國へ出張を命ずる						
			出張期間は昭和五五年四月一四日から同年五月二日までとする						
			アメリカ合衆国及びヴェネズエラの両国へ出張を命ずる						
八	一一	一	事務代理の期間は昭和五三年九月九日までとする						
			連合王国へ出張を命ずる						
			出張期間は昭和五三年一二月五日から同月一七日までとする						
			東京地方検察庁検事に配置換する						
			副検事選考審査会予備委員の併任を解除する						
			法制審議会幹事の併任を解除する						
			日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十五条による合同委員会の補助機関たる刑事裁判管轄権分科委員会日本代表の委嘱を解く						
			最高裁判所刑事規則制定諮問委員会幹事を免ずる						

履歴書用紙						敷田 稔
年	月	日	事	項	府	名
昭和五六年	四	一六	マレイシアへ出張を命ずる	出張期間は昭和五六年一月一八日から同年二月七日までとする	法務省	法務省
九	二二	二六	イタリア及びオーストリアの両国へ出張を命ずる	出張期間は昭和五六年四月一九日から同年五月一一日までとする	"	"
一〇	一一三	一〇	アメリカ合衆国へ出張を命ずる	出張期間は昭和五六年一〇月一一日から同年一一日までとする	"	"
			フィリピンへ出張を命ずる	出張期間は昭和五六年一〇月九日から同月一八日までとする	法務省	法務省
			スリ・ランカ及びマレイシアの両国へ出張を命ずる	出張期間は昭和五五年一一月一二日から同月一九日までとする	"	"
五六	一	一〇	タイ、マレイシア及びシンガポールの各国へ出張を命ずる	出張期間は昭和五五年一〇月九日から同月一八日までとする	法務省	法務省
			ヴェネズエラ国カラカスにおいて開催の第六回国際連合犯罪防止会議日本政府代表を命ずる	ヴェネズエラ国カラカスにおいて開催の第六回国際連合犯罪防止会議日本政府代表を命ずる	内閣	"
			一九	ヴェネズエラ国カラカスにおいて開催の第六回国際連合犯罪防止会議日本政府代表を命ずる	内閣	"

年	月	日	事	項	序	名	部
昭和六一	七	一五	刑務共済組合運営審議会委員を命ずる			法務省	
	二一		法制審議会少年法部会委員に併任する				
	二八		法制審議会幹事に併任する				
	二六		発春対策審議会幹事に任命する				
	九	二	大韓民国へ出張を命ずる				
			出張期間は昭和六一年九月一四日から同年九月二二日までとする				
	一一		第百七回国会政府委員を命ずる				
	一二		青少年問題審議会幹事に任命する				
	一九		第百八回国会政府委員を命ずる				
	大二	七	大韓民国へ出張を命ずる				
	九	二四	フランス及びオーストリアの両国へ出張を命ずる				
			出張期間は昭和六一年九月三〇日から同年一〇四一				
							一四日までとする
五七	三	五	国際連合事務局国際経済社会局社会開発人道問題セ				
			ンター犯罪防止刑事司法部（オーストリア・ウイー				
			ン市）に派遣する				
			派遣の期間は昭和五七年三月五日から昭和五九年三				
			月四日までとする				
			法務総合研究所教官・法務総合研究所国際連合研修				
			協力部長に充てることを解く				
	三九	三	アジア極東犯罪防止研修所長を免ずる				
	六一	三	派遺の期間を昭和六一年三月四日まで更新する				
	四	五	派遣の期間を昭和六一年四月三日まで更新する				
			最高検察庁検事に配置換する				
	七	一五	法務省矯正局長に充てる				
			履歴書用紙				法務省

履歴書用紙										法務省
年	月	日	事	項	法務省	内閣	法務省	内閣	法務省	
平成元年	三月	二十四日	タイへ出張を命ずる							
			出張期間は平成元年四月八日から同月一六日までとする							
	六月	二十四日	最高検察庁検事に配置換する							
			法務総合研究所長に充てる							
	七月	三十日	副検事選考審査会委員に併任する							
			簡易裁判所判事選考委員会委員を委嘱する							
			司法修習生考試委員会委員を委嘱する							
			矯正保護審議会委員に併任する							
	十月	十一日	併任の期間は平成元年一〇月一九日までとする							
			矯正保護審議会委員に併任する							
	十一月	一〇日	オーストリア、チエツコスロヴァキア、ハンガリト							
			東ドイツ及びソヴィエト連邦の各国へ出張を命ずる							

敷田稔

一日までとする

法務省矯正局長に充てることを解く

刑務共済組合運営審議会委員を免する

京都地方検察庁検事正に配置換する

壳春対策審議会幹事を免する

法制審議会少年法部会委員の併任を解除する

法制審議会幹事を免する

青少年問題審議会幹事を免する

オーストリアへ出張を命ずる

出張期間は昭和六三年八月一六日から同年九月六日までとする

サウディ・アラビアへ出張を命ずる

出張期間は昭和六四年一月一二日から同月一九日までとする

タイへ出張を命ずる

最高検察庁検事に配置換する

法務総合研究所長に充てる

副検事選考審査会委員に併任する

簡易裁判所判事選考委員会委員を委嘱する

司法修習生考試委員会委員を委嘱する

矯正保護審議会委員に併任する

併任の期間は平成元年一〇月一九日までとする

最高裁判所

法務省

法務省

法務省

數
田
穏